

二

統
甲
八
口
号

昭和三十一年三月十九日

閣議昭和三十一年三月二十日

重光
國務大臣

小林
國務大臣

村上
國務大臣

船田
國務大臣

牧野
國務大臣

河野
國務大臣

倉石
國務大臣

太田
國務大臣

一萬田
國務大臣

石橋
國務大臣

馬場
國務大臣

正力
國務大臣

清瀬
國務大臣

吉野
國務大臣

大森
國務大臣

高橋
國務大臣

閣議

了解

事項

三公社五現業職員の賃金改訂に関する調停
案について（統理府）

内

閣

裏面白紙

めくれず

裏面白紙

通知案

昭和三十一年三月二十日

内閣官房長官

内閣総理大臣

大藏大臣

あて

昭和三十一年三月十九日付総理府甲第一三七号をもって提案の「三公社五現業職員の賃金改訂に関する調停案」については、本日提案のとおり閣議了解を得たので、命によって通知します。

内

閣

裏面白紙

総理府甲第一二七号

昭和三十一年三月十九日

内閣総理大臣 鳩山 一郎



大蔵大臣 一萬田 尙



内閣総理大臣 鳩山 一郎 殿

三公社五現^業職員の賃金改訂に関する調停案について
標記について、別紙のとおり閣議の了解を求めらる。

総理府

極秘

三公社五現業職員の賃金改訂に関する調停案について (閣議了解案)

標記の件に関し政府としては左記の方針により対処するものとする。

記

- 一 本件処理のため予算の補正を行わないこと
- 二 本件処理に伴い、一般公務員の給与については特別の措置を必要としないこと

裏面白紙

以下参る

昭和三十一年三月三日

調停案第二十九号

日本専売公社職員に対する昭和三十年
十月以降の賃金改訂に関する調停案

公共企業体等中央調停委員会

前 文

今回の賃金改訂申請の要旨は、満十八歳独身男子の本俸月額八千四百円を基礎として、本俸月額を一律に千五百円引上げ、並びに、扶養手当の額を五割引上げ、昭和三十年十月以降実施すべしとにある。

本委員会は、本事業について、調停開始以来、賃金に關係の深い諸資料並びに、公社の経理状況等を検討しつつ、慎重に審議を重ねた。

職員側の主張には、一応の認めらるべき理由もあるが、なお多くの検討を要する点があると考えられる。他方、賃金に關係の深い経済諸指標の動きを見るに、今直ちに基本賃金を改訂する程の動きを示していない。しかしながら、公社職員の賃金は、業務の実態より見て改善を要する点があると認められる。

本委員会は、以上の諸点を勘案し、次のとおり勧告を行うこととした。

この際、本委員会は、両当事者の積極的努力と政府並びに、關係方面の深い理解と協力により、今回の紛争がすみやかに、円満に解決することを切望する。

主 文

申請人

日本専売公社職員側交渉委員会代表

全専売労働組合

中央執行委員長

斎藤 一雄

相手方

日本専売公社側交渉委員会代表

日本専売公社

職員部長

三枝 正勝

本委員会は、昭和三十年十二月十九日調停を開始した右当事者間の「昭和三十年十月以降の賃金改訂」に関する事業について、ここに調停案を提示し、その受諾を勧告する。

一 公社職員の賃金は、その業務の実態より見て、必らずしも、適正なものとは認め難いの

で、適當の時期にこれが改善の措置を講ずること

二 差し当りの措置として、本年度内に一人当り平均五千円以上を支給すること。

三 昭和三十一年度の定期昇給は、欠格者を除く全員に対して行うこととし、これに必要
反源資増額について予算措置を講ずること。

四 昭和三十一年度以降における公社職員の期末手当（奨励手当を含む。）は一級職の国家
公務員の期末手当（勤勉手当を含む。）と同一割合を支給し得るよう予算措置を講ずるこ
と。

五 労働の生産性を高めることを目的とし、特別の賞与制度をすみやかに確立実施するこ
と。

昭和三十一年三月三日

公共企業体等中央調停委員会

第三小委員会

(三)

(四)

小委員長
委員

上山

顕

委員

山本

淺吾

委員

市川

誠

今回の調停申請は、申請書においては、基本月額及び扶養手当額の引上げが主体となっているが、本事業審議の過程において右以外の給与改善に関しても要望する旨の申立が反された。

よって、これらの事項とも含めて審議することとした。

一 主文第一項について

公社職員の現行賃金及び賃金体系は、その業務の実態より見て、必ずしも適正なものとは認め難いので、諸般の事情を勘案し適当な時期に改善を図る必要がある。

なお、他の職員の賃金に比し、着しく不均衡な賃金を受けている者については、すみやかに是正の措置を講ずべきである。

二 主文第二項について

本年度において公社職員は、業績向上のため多大の努力を拂ったことを認め、これに報いるため、公社は充分なる配慮の下に、本年度内において、特別の給与として一人当たり平均五十円以上を支給することとし、その金額並びに配分については、両当事者間で

(五)

協議決定せられたい。

(六)

三 主文第三項について

公社職員の昇給は、従来給与総額内予算の操作によって、辛うじて運用されている状況であるが、昇給源資に関する予算措置は充分とは認め難い。

よって、昭和三十一年度の定期昇給について、欠格者を除き、全員を昇給せしめるに必要な源資が確保されるよう予算措置を講ずべきである。

四 主文第四項について

一般職の国家公務員の期末手当へ勤勉手当を含む。一は年間を通じて二・二五か月分が予算化されているに拘らず、公社職員の期末手当（奨励手当を含む。）については、二か月分の予算措置が講ぜられていないに過ぎない実情である。公社職員の手当が一般職の国家公務員の手当に比し、予算的に低位に置かれていることは、専売業務の実態より見て妥当とは認め難く、また、このことについて毎年審議を生じている状況である。よって、昭和三十一年度以降においては、一般職の国家公務員と同一割合の手当が支給できるよう予算措置を講ずべきである。

五 主文第五項について

特別の賞与制度の確立が公社制度創設の趣旨から考えてもきつめて緊要と認められることは、昭和二十九年十月五日付調停案をはじめ、従来しばしば力説して来たところであるが、未だ見るべき施策はなんら講ぜられていない。公社の労働生産性は、近年相当向上を示しており、公社の経理状況より見て、一段の生産量の増大が要請されているこの際、生産性を高めることを目途とする賞与制度がすみやかに確立実施されねばならぬ。

昭和三十一年二月二十九日
調停案第二十六号

国鉄一般単位関係職員の昭和三十年
十月以降賃金改訂に関する調停案

公共企業体等中央調停委員会

前 文

今次賃金改訂申請における取組の主張は国鉄取組の賃金水準を平均一二名（約二、〇〇〇円）引上げることにある。

本委員会は調停申請以来本事業について慎重審議を重ねたが、取組の主張には種々認めらるべき理由もあるが、なお多くの検討を要する点があると考えられる。

他方、賃金に関係の深い経済諸指標の動きを見るに、今直ちに基本賃金を改訂する程の動きを示していない。

また、国鉄整理の現況は著しく逼迫した事情にあり、特に昭和三十一年度給与予算においてこれが甚しい。

更には、国鉄内外の世論の動向を考慮するとき、基本賃金の改訂は慎重を要すべく、国鉄の経営自体の改善と計りつつ実施すべきであると考えらる。

本調停案に関連して、過般来春争闘が展開され社会不安を招来している感があり、本委員会は今日まで紛争解決のため最大の努力を払い、本日ここに本調停案を提出するはこ

(一)

(二)

びとなつたが、この際、両当事者は必難きを忍び、互譲の精神をもって急速に協議をなし、これが解決のために最大の努力を拂われんことを希望する。また、政府並びに関係方面においても本紛争のもつ社会的重大性を認識し、深き理解をもって、本事業解決に協力せられんことを希望する。

主 文

申請人

日本国有鉄道職員側一般単別交渉委員会

代 表

鈴 木

清

相手方

日本国有鉄道側交渉委員会

代 表

小 林

重

岡

本委員会は、昭和三十年十一月二十八日調停を開始した右当事者間の「昭和三十年十月以降の賃金改訂」に関する事案について、ここに調停案を提示し、切にその受諾を勧告す

る。

記

- 一、国鉄取員の給与は、その業務の実態より見て、その労力の質と量に对应して、必ずしも適当なものは認め難いので、会社の至理状況の改善をもつて、すみやかに、是正の措置を講ずること。
- 二、差し当り暫定措置として、本年度内に一人当り平均五、〇〇〇円以上を支給すること。
- 三、昭和二十九年十一月二十四日提示のあつ、施策により既に実施した給与の是正に要する給与額について予算措置を講ずること。
- 四、昭和三十一年度の定期昇給は、欠格者を除く全員について行うこととし、これに要する源資について予算措置を講ずること。
- 五、昭和三十一年度における国鉄取員の期末手当（奨励手当を含む）は、国家公務員の期末手当（勤勉手当を含む）と同額とすること。

昭和三十一年二月二十九日

(三)

公共企業体等中央調停委員会

第一小委員会

小委員長	高木 壽一
委員	三輪 真吉
委員	清水 慎三

(四)

理 由

一、主文第一項について

国鉄取組の現行給与及び給与体系は、その素務の奥趣より見て、その労働の質と量に對して、必ずしも適當なものとは認め難い。これに關しては、前回のあつた案において、も指摘したところであり、その案の趣旨により若干の改善措置が講ぜられたが、まだ十分とは言えないので、なお引続き改善の必要があると認められる。

然るに、目下国鉄の整理は前文において述べた如く、逼迫の状況にあり、特に昭和三十一年度給与予算において甚だしい。

国鉄整理の改善には、根本的には経営自体に關する諸問題の解決が必要であり、このことに關しては、先に経営調査会の答申の次第もあるので、恐らく今後その趣旨に沿つて、国鉄の制度、運用等に立法的にも、實際的にも種々の改善が加えられ、整理状態も自然改善と見るであらうし、また、期待せられる。

なお、経営調査会の答申によれば、運賃の改正を行つた場合においてその増収分を人

(五)

件費に廻してはならないと言っているが、勿論人件費の節約並びに合理的使用については努力する必要があるが、この点については本委員会は必ずしもその見解を同じくするものではない。

(六)

二、主文第二項について

前項に述べた国鉄取組の給与とあつての労務間の紛争は、遺憾ながら、年を追って複雑化し、愈々困難を増しつつあるが、特に本年度は重大な社会問題になった感が深い。

反面、国鉄は昭和三十一年度においては輸送量の増大等により収入の増加と見てゐる事情もあり、当局においても極力譲歩し、一人平均五、六〇〇円以上を日本国有鉄道法第十四条第二項により特別の給与として支給することとし、その配分については両当事者間で協議決定せられたい。

三、主文第三項について

昭和二十九年十一月二十四日本委員会のあつた案による給与は正実施のため要した経費については、未だ、予算措置がなされておらず、ために他の給与の支給について不合理的を来してゐる実情である。かくては、公労法の円滑なる運用は期し難く、昭和三十一年

年度予算に組入れるよう強く要望する。

四、主文第四項について

国鉄取員の昇給の実態状況は、長欠者、事故欠勤者等の欠格者を除き、本年度は概ね九割程度であつて、これに要する財源の措置は十分には行われてあらず、他の経費とこれに充当してゐる実情である。

昭和三十一年度の定期昇給は、昇給停年を経過した者については、欠格者を除き全員昇給せしめることとすると共に、これに要する予算措置を講じ、所要の源資を確保すべきである。

なお、国鉄経理が改善され、給与の更正が行われる時期においては、再検討を行い合理的な昇給制度を確立すべきである。

五、主文第五項について

一般国家公務員の期末手当（勤勉手当を含む）は年間を通じて二、二五カ月分が予算化されてゐるに拘らず、公社取員の期末手当（奨励手当を含む）については、二カ月分の予算措置が講ぜられてゐるに過ぎない実情である。公社取員の手当が一般国家公務員の

(七)

(八)

手当に比し予算的に低位に置かれてゐることは、国鉄業務の実態より見て妥当とは認め難く、又この問題を中心として毎年紛議を生じてゐる状況である。よつて、昭和三十一年度においては少くとも一般国家公務員と同額の手当が支給できるよう予算措置を講ぜられたい。

なお、今回昇給については、有資格者の全員昇給をすることにしたので、少くとも本手当の一部について勤務成績を考慮した支給をなすべきことが適当であると考え、この点について取員側においても協力せられるよう希望する。

昭和三十一年三月二十九日
調停案 第二十七号

国鉄機関車単位関係職員
の昭和三十年十月以降賃金改訂に関する調停案

公共企業体等中央調停委員会

前 文

今次賃金改訂申請における取員側の主張は、機関車単位関係取員の給与を概ね二、〇〇〇円引上げ、給与体系を機関車単位関係取員の業務の実態に即するよう改訂すべしというにある。

本委員会は調停申請以来本事業について慎重審議を重ねたが、取員側の主張には種々認めらるべき理由もあるが、なお多くの検討を要する点があると考えられる。

他方、賃金に關係の深い経済諸指標の動きを見るに、今直ちに基本賃金を改訂する程の動きを示していない。

また、国鉄經理の現況は著しく逼迫した事情にあり、特に昭和三十一年度給与予算においてこれが甚だしい。

更には、国鉄内外の世論の動向を考慮するとき基本賃金の改訂は慎重を要すべく、また給与体系の変更については相当額の歳費を必要とするので、国鉄経営自体の改善を計りつつ実施すべきであると考え、

本調停案に関連して、過激な争闘が展開され社会不安を招来している感があり、本

(一)

(二)

委員会は今日まで紛争解決のため最大の努力を払い本日ここに本調停案を提出するはこびとなつたが、この際両当事者は忍び難きを忍び互譲の精神をもつて急速に協議をなし、これが解決のため最大の努力を払われんことを懇望する。また、政府並びに関係方面においても本紛争のもつ社会的重大性を認識し、速き理解をもつて、本争案解決に協力せられんことを希望する。

主 文

申請人

日本国有鉄道取員側機関車単位交渉委員会

代 表

中 村 順 造

相手方

日本国有鉄道側交渉委員会

代 表

小 林 重 国

本委員会は、昭和三十年十月七日調停を開始した右当事者間の「昭和三十年十月以降の賃金改訂」に関する争案について、ここに調停案を提示し、切にその受諾を勧告する。

記

- 一、国鉄取員の給与は、その業務の実態より見て、その労功の質と量に対応して、必ずしも適当なものとは認め難いので、公社の経理状況の改善を待つて、すみやかに、是正の措置を講ずること。
- 二、機関車単位関係取員の給与体系については、関係者間に専門委員会を設け、再検討を行うこと。
- 三、差し当り暫定措置として、本年度内に一人当たり平均五、〇〇〇円以上を支給すること。
- 四、昭和二十九年十一月二十四日提示の調停案により既に実施し已給与是正に要する給与額について予算措置を講ずること。
- 五、昭和三十一年度の定明昇給は、欠格者を除く会員について行うこととし、これに要する経費について予算措置を講ずること。
- 六、昭和三十一年度における国鉄取員の期末手当（奨励手当を含む）は、国家公務員の始末手当（勤劬手当を含む）と同額とすること。

昭和三十一年二月二十九日

(三)

(四)

公共企業体等中央調停委員会

第一小委員会

委員長	高橋 一
委員	三 眞 吉
委員	清水 慎 三

理由

一、主文才一項

国鉄取員の現行給与及び給与体系は、その業務の実態より見て、その労功の質と量に對して、必ずしも適当なものとは認め難い。これに關しては前回の調停案においても指摘したところであり、その後この趣旨により若干の改善措置が講ぜられたが、まだ充分とは云えないので、なお引続き改善の必要があると認められる。

然るに、目下国鉄の経理は前文において述べた如く、逼迫の状況にあり、特に昭和三十一年度給与予算において甚だしい。

国鉄経理の改善には、根本的には経営自体に關する諸問題の解決が必要であり、この

ことに關しては、先に経営調査会の答申の次々もあるもので、恐らく今後その趣旨に沿つて、国鉄の制度、運用等に立法的にも、實際的にも種々の改善が加えられ、経理状態も自然改善を見るであらうし、また期待せられる。

なお、経営調査会の答申によれば、運賃の改正を行つた場合においてその増收分を人件費に廻してはならないと云つてゐるが、勿論人件費の節約並びに合理的使用については努力する必要があるが、この点については本委員会は必ずしもその見解を同じくするものではない。

二、主文才二項について

今次調停申請における給与体系の改訂に關しては、種々考慮すべき点も認められるがこの問題は国鉄全体の給与に關連があるので、国鉄の一体的運営の見地から、機関車車位関係についてのみ別個の給与体系を設けることには、問題がある、仍つて関係者間に専門委員会を設け根本的再検討を行うことが望ましい。

三、主文才三項について

才一項に述べた国鉄職員給与をめぐる労使間の紛争は、遺憾ながら、年を追つて複雑

(五)

(六)

化し、愈々困難を増しつゝあるが、特に本年度は重大な社会問題になつた感が強い。

反面、国鉄は昭和三十年度においては輸送量の増大等により収入の増加を認めている事情もあり、当局においても極力減収し、一人平均五〇〇〇円以上を日本国鉄道法才四拾四条才二項により特別の給与として支給することとし、その配分については両当事者間で協議決定せられたい。

四、主文才四項について

昭和二十九年十一月二十四日、本委員会の調停案による給与更正実施のため要しを経費については未だ、予算措置がなされておらず、ために他の給与の支給について不合理を来している実情である、かくては、公営法の円滑なる運用は明し難く昭和三十一年度予算に組入れるよう強く要望する。

五、主文才五項について

国鉄職員の昇給の実施状況は、長欠者、事故欠勤者等の欠格者を除き、本年度は概ね七九%程度であつて、これに要する財源的措施は十分に行われておらず、他の経費もこれに充當している実情である。

昭和三十一年度の定期昇給は、昇給標準を経過した者については、欠格者を除き全員昇給せしめることとすると共に、これに要する予算措置を講じ、所要の源資を確保すべきである。

なお、国鉄整理が改善され、給与の是正が行われる時期においては、再検討を行い合理的な昇給制度を確立すべきである。

六、主文や六項について、

一般国家公務員の期末手当（勤励手当を含む）は年間を通じて二・二五ヶ月分が予算化されているに拘らず、公社職員（期末手当（奨励手当を含む）については、二ヶ月分の予算措置が講ぜられているに過ぎない）実情である。公社職員の手当が一般国家公務員の手当に比し予算的に低位に置かれていることは、国鉄業務の実態より見て妥当とは認め難く、又この問題を中心として毎年紛議を生じている状況である。よつて、昭和三十一年度においては、少くとも一般国家公務員と同額の手当を支給できるよう予算措置を講ぜられたい。

なお、今回昇給については、有資格者の全員昇給をすることにしたので、少くとも本

(七)

(八)

手当の一部について勤労成績を考慮した支給をなすべきことが適当であると考え、この点について職員側においても協力せられるよう希望する。

昭和三十一年三月二日
調停案第二十八号

日本電信電話公社職員の基準内
賃金の引上げに関する調停案

公共企業体等中央調停委員会

前 文

今次の調停申請における職員側の主張は、基準内賃金を平均三〇〇〇円引上げ、昭和三十一年十月一日からこれを実施すべしというにある。

本委員会は調停開始以来、民間産業等の賃金水準の分析、類似産業との賃金比較、公社の予算並びに業績の内容等につき慎重に検討を加え、叙次の審議を重ねた。

職員側の主張理由にも種々認めらるべきものもあるが、なお、検討を要する点も尠くはない。

賃金に關係の深い経済諸指標の動きを見るに、今直ちに基準内賃金を改訂する程の動きを示していない。

電電公社職員の給与は、その労務の高度の技術的性格並びに公社における業績の上昇に鑑みるとき、必ずしも適切とはいえない。

本委員会は、以上の諸事項を勘案して次に掲げる如き調停案を提示する運びに至った。

両当事者は大乗的見地から今回の紛争を円満に解決することを切望する。

(一)

(二)

又政府並びに關係方面においても本紛争のもつ社会的重大性を認識し、派き理解をもつて本事業解決に協力せられんことを希望する。

主 文

申請人

日本電信電話公社職員側交渉委員会代表

全国電気通信労働組合

中央執行委員長

鈴木

強

相手方

日本電信電話公社側交渉委員会代表

日本電信電話公社

副 総 裁

坂

勉

本委員会は、昭和三十年十二月五日調停を開始した右当事者間の「基準内賃金の引上げ」に関する事案について、左の調停案を提示し、その受諾を勧告する。

一、日本電信電話公社職員の労務は、高度の技術的性格をもち、かつ、公社の業績向上に對して相當の貢献をなしてゐるのに対し、その給与は必ずしも適正なものとは認めがた

いので、適當な時期にこれが改善の措置を講ずること。

二、差し当り、暫定措置として本年度内に一人当り平均五、〇〇〇円以上を支給すること。

三、昭和二十九年十一月二十四日本委員会提示の調停案により既に実施した給与是正に要する給与額について予算措置を講ずること。

四、昭和三十一年度の定期昇給は、欠格者を除く全員に對し行うこととし、これに要する原資増額について予算措置を講ずること。

なお、現行昇給制度の合理化を図ること。

五、昭和三十一年度における公社職員の期末手当（奨励手当を含む）は國家公務員の期末手当（勤勉手当を含む）と同額とすること。

なお、予算総則第二十六條に定める業績賞与の制度を活用すること。

(三)

(四)

昭和三十一年三月二日

公共企業体等中央調停委員会

第二小委員会

- | | |
|-----|------|
| 委員長 | 石井照久 |
| 委員 | 進藤誠一 |
| 委員 | 坂上逸雄 |

理 由

一、主文第一項について

日本電信電話公社は、五カ年計画の遂行に伴い企業合理化、機械化が急速に進捗し、これに従事する取員の労務も高度に技術化しつつある。又勞働生産性も累年上昇し、取員も公社の業績向上に対して相当の貢献をなしつつある実状である。然しながら、公社取員の現行給与は業務の異態から見て、適正なものとは認め難いので、諸般の事情を勘案し直当な時期にこれが改善を図るべきである。

公社五カ年計画遂行に要する資金調達の関係上、事業収支差額の全額を建設財源に充当すべきであるとの公社側見解に対して、本委員会は、少くとも収支差額が予定額を上廻る場合においては、その相当部分を取員の給与財源に充てることも、あながち不当ではないと考える。

なお、なるべく速かに現行賃金体系の不備を是正し、併せて、昭和二十九年十一月提示の調停案において指摘した特殊勤務手当の改正措置を講ぜられたり。

(五)

二、主文第二項について

(六)

公社の生産性は累年増加し、また本年度においては、相当の収入増も見込まれるので、取り敢えず、予算規則第二十六条により、一人当たり平均五〇〇〇円以上を特別の給与として支給することとし、その配分については、両当事者間で協議決定せられたり。

三、主文第三項について

昭和二十九年十一月二十四日本委員会調停案による給与の不合理、不均衡是正実施のため要した至費については、未だ予算措置がなされておらず、ために他の給与の支給について不合理を来している実情にあるから、昭和三十一年度予算に組み入れるよう要望する。

四、主文第四項について

公社取員の昇給予算率は逐年減少し、予算と実態との開きは年々拡大しつつあり、これに要する財源的措置が十分に行われないうえ、やむを得ず他の至費をこれに充当して辛うじて昇給が実施されている状況であって、そのために他の至費の支給について不都合を生じている実状である。

昭和三十一年度定期昇給は、昇給所要期間を全満した者については、欠格者を除き全員昇給せしめ得るよう昇給源資予昇増額の措置を講ずべきである。

なお、現行昇給制給制度には不備な点が認められるので再検討を行い、速かに合理的な昇給制度を確立すべきである。

五 主文第五項について

一般国家公務員の期末手当（勤勉手当を含む）は年間を通じて二・二五カ月分が予算化されているに拘らず、公社取員の期末手当（奨励手当を含む）については二カ月分の予算措置が講ぜられているに過ぎない実状である。公社取員の手当が一般国家公務員の手当に比し予算的に低位におかれていることは、公社業務の奥底より見て妥当とは認め難く、又このため毎年紛議を生じている状況である。仍って、昭和三十一年度においては少くとも一般国家公務員と同額の手当が支給できるように予算措置を講ぜられたい。

なお、公社事業の性質上、取員の努力が事業収入に直ちに影響することに鑑み、前項に述べた予算措置の外、予算総則第二十六系による業績賞与制度の充分なる活用を図られたい。

(七)

昭和三十一年三月十五日
調停案第三十四号

印刷局職員の昭和三十年十月以降賃金
改訂に関する調停案

公共企業体等中央調停委員会

前 文

今回の賃金改訂申請の要旨は

- (1) 本俸を新俸給切替表により切替え、新に級別俸給表を設けること。
- (2) 扶養手当の額を五割引上げること。
- (3) 通常勤務している者はすべて昇給するものとする。
- (4) 常勤、非常勤職員については、すべて定員内職員に準ずること。

以上の各事項を昭和三十年十月以降実施すべしというにある。

本委員会は、本事業について、調停開始以来、賃金に關係の深い諸資料並びに印刷局の経理状況等を調査しつつ、慎重に審議を重ねた。

職員側の主張には、認めらるべき理由もあるが、なお多くの検討を要する点があると考えられる。他方、賃金に關係の深い経済諸指標の動きをみるに、今直ちに基本賃金を改訂する程の動きを示していない。しかしながら、印刷局職員中公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員（以下「印刷局職員」という。）の賃金は、業務の実態より見て改善を要

(一)

する点があると認められる。

本委員会は、以上の諸点を勘案し、次のとおり勧告を行うこととした。

この際、本委員会は、両当事者の積極的努力と政府並びに、関係方面の深い理解と協力により、今回の紛争がすみやかに、円満に解決することを切望する。

主 文

申請人

大蔵省印刷局職員側交渉委員会代表

全印刷局労働組合

中央執行委員長

隅 田

登

相手方

大蔵省印刷局側交渉委員会代表

大蔵省印刷局

業務部長

堀

光

本委員会は、昭和三十一年一月十九日調停を開始した石当争者間の「昭和三十年十月以降の賃金改訂」に関する事案について、ここに調停案を提示し、その受諾を勧告する。

一、印刷局職員の賃金は、その業務の実態より見て、必ずしも適正なものとは認め難いので、適當の時期にこれが改善の措置を講ずること

二、差し当りの措置として、一人当り平均五千円以上を特別の給与として支給することが、適當であると認められるが、印刷局の経理状況に鑑み、特別会計予算算総則第九条第二項により、本年度内に経理上可能な限度において、特別の給与を支給することとし、その額及び配分については両当事者において協議決定すること

三、昭和三十一年度の定期昇給は、欠格者を除く全員に対して行うこととし、これに必要な源資確保の措置を講ずること

四、昭和三十一年度以降における印刷局職員の期末手当（奨励手当を含む。）は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員（以下「一般職の国家公務員」という。）の期末手当（勤励手当を含む。）と同一割合を支給し得るよう源資確保の措置

(三)

を講ずること。

(四)

五、常勤、非常勤職員については、前各項に準じ措置すること。
昭和三十一年三月十五日

公共企業体等中央調停委員会

第三小委員会

小委員長

上 山

顕

委 員

山 本

次 吾

委 員

市 川

誠

理 由

今回の調停申請は、申請書においては、基本賃金の改訂が、主本となっているが、本事業懸議の過程において、右以外の給与改善に關しても要望する旨の申立がなされた。よつて、これらの事項をも含めて審議することとした。

一、主文第一項について

印刷局取員の現行賃金は、印刷局業務の実態より見て必ずしも適正なものとは認め難いので、諸般の事情を勘案し、適当な時期に改善を図る必要がある。なお、昇給、昇格が頭打ちとなつてゐる取員については、すみやかに、これを是正するよう措置すべきである。

二、主文第二項について

印刷局の業績は、その取員の努力により累年向上を示し、本年度においては、その益金も相当増加が見込まれるので、この際充分なる配慮の下に、本年度内において、特別の給与を支給することが適當である。その金額は、一人当り平均五千円以上であること

(五)

(六)

が適當であると思われるが、印刷局の経理状況を勘案の上、特別会計予算予算総則第几条第二項により、本年度内に経理上可能な限度において支給することとし、その額及び配分については、両当事者において協議決定せられたい。

三、主文第三項について

本年度における印刷局取員の昇給は概ねハナパーセント程度であるが、昇給所要期間を経過した者につき、欠格者を除き、全員を昇給せしめることとし、これに要する源資確保の措置を講ずべきである。

四、主文第四項について

一般職の国家公務員の期末手当（勤務手当を含む。）は、年功を通じて二・二五カ月分が予算化されているにかかわらず、印刷局取員の期末手当（奨励手当を含む。）については、二カ月分の予算措置が講ぜられてゐるに過ぎない実情である。印刷局取員の手当が一般職の国家公務員の手当に比し、予算的に低位に置かれてゐることは、印刷局業務の実態より見て妥當とは認め難く、また、このことについて毎年紛議を生じてゐる状

況である。よつて、昭和三十一年度以降においては、一般職の国家公務員と同一割合の手当が支給できるよう源泉確保の措置を講ずべきである。

五 主文第五項について

常勤労務者のうち、実質上定員内職員と同様の勤務に従事している者については、その賃金が従来定員内職員と同様の取扱いであつた経緯に鑑み、定員内職員に準じ措置することが適当である。

その他の者については、それぞれ従前の取扱いを勘案し、右と同様の趣旨により措置することが適当である。

昭和三十一年三月十五日
調停案第三十二号

造幣局職員の昭和三十年十月以降賃金
改訂に関する調停案

公共企業体等中央調停委員会

前 文

今回の賃金改訂申請の要旨は、最低賃金を十八円独身成年男子、八十二百円と定め、且つ、全取員の本俸を一律に二千五百円引上げ、昭和三十年十月以降実施すべしというにある。

本委員会は、本事案について、調停開始以来、賃金に關係の深い諸資料並びに、造幣局の経理状況等を検討しつつ、慎重に審議を重ねた。

職員側の主張には、認めらるべき理由もあるが、なお多くの検討を要する点があると考えられる。他方、賃金に關係の深い経済諸指標の動きを見るに、今直ちに基本賃金を改訂する程の動きを示していない。しかしながら、造幣局職員中、公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員へ以下、「造幣局職員」というものの賃金は、業務の実態より見て改善を要する点があると認められる。

本委員会は、以上の諸点を勘案し、次のとおり勧告を行うこととした。

この際、本委員会は、両当事者の積極的努力と政府並びに、関係方面の深い理解と協力

により、今回の紛争がすみやかに、円満に解決することを切望する。

主 文

申請人

大蔵省造幣局職員側交渉委員会代表

全造幣労働組合

中央執行委員長

大森忠晴

相手方

大蔵省造幣局側交渉委員会代表

大蔵省造幣局

総務部長 藤原 孝 太

本委員会は、昭和三十年十二月二十三日調停を開始した右当事者間の「昭和三十年十月

以降の基準賃金の改訂に関する基準について、ここに調停案を提示し、その受諾を勧告する。

一、造幣局職員の賃金は、その業務の奥態より見て、必ずしも適正なものとは認め難いので、適当の時期にこれの改善の措置を講ずること。

二、差し当りの措置として、一人当り平均五千円以上を特別の給与として支給することだが、適当であると認められるが、造幣局の経理状況に鑑み、特別会計予算予算総則第九條第二項により、本年度内に経理上可能な限度において、特別の給与を支給することとし、その額及び配分については両当事者において協議決定すること。

三、昭和三十一年度の定期昇給は、欠格者を除く全員に対して行い得るよう源資確保の措置を講ずること。

四、昭和三十一年度以降における造幣局職員の期末手当（奨励手当を含む）は、一般職の職員の給与に關する法律の適用を受ける国家公務員（以下「一般職の国家公務員」という。）の期末手当（勤勉手当を含む。）と同一割合を支給し得るよう源資確保の措置を

三

四

講ずること。

昭和三十一年三月十五日

公共企業体等中央調停委員会

第三小委員会

委員長

委員

委員

上山

山本

市川

浅

誠

頭

吾

誠

理 由

今回の調停申請は、申請書においては、最低賃金の設定及び本俸の一律引上げが主体となつてゐるが、本事業審議の過程において、右以外の給与改善に關しても要望する旨の申立がなされた。

よつて、これらの事項をも含めて審議することとした。

一、主文第一項について

造幣局職員の現行賃金は、造幣業務の実態より見て、必ずしも適正なものとは認め難いので、諸般の事情を勘案し、適当な時期に改善を図る必要がある。

二、主文第二項について

造幣局職員は、その業績向上を図るために、多大の努力を続けてゐるので、これに報いるため、当局はこの際充分なる配慮の下に、本年度内において、特別の給与を支給することが適当である、その金額は、一人当り平均五千円以上であることが適当であると認められるが、造幣局の経理状況を勘案の上、特別会計予算予算総則第九条第二項により、

五

六

本年度内に経理上可能な限度において支給することとし、その額及び配分については、両当事者において協議決定せられたい。

三、主文第三項について

造幣局職員は、近年退職率が著しく低下するとともに、その年令構成において高年令層が多く、勤続年数も長いにもかかわらず、その昇給源資予算の比率は減少を示し、予算と実態との間に相当のゆきを生じてゐる。

昭和三十一年度の定期昇給については、昇給所要期間を経過した者につき、欠格者を除き、全員に対して昇給せしめ得るよう源資確保の措置を講ずるべきである。

四、主文第四項について

一般職の国家公務員の期末手当（勤勉手当を含む。）は、年間を通じて二・二五カ月分が予算化されてゐるにかゝらず、造幣局職員の期末手当（奨励手当を含む。）については、二カ月分の予算措置が講ぜられてゐるに過ぎない実情である。造幣局職員の手当が一般職の国家公務員の手当に比し、予算的に低位に置かれてゐることは、造幣局業

務の実態より見て妥当とは認め難く、また、このことについて毎年紛議を生じている状況である。よつて、昭和三十一年度以降においては、一般職の国家公務員と同一割合の手当が支給できるよう原資確保の措置を講ずべきである。

昭和三十一年三月十五日
調停案第三十一号

林野庁職員の昭和三十年十月以降
賃金改訂に関する調停案

公共企業体等中央調停委員会

前文

今回の賃金改訂申請の要旨は、前々回の者の本奉月額最低八五〇円を基礎として、本奉月額と一率に三〇〇円引上げ、且つ、扶養手当の額を五割引上げ、昭和三十年十月以降実施すべしというにある。

本委員会は、本事案について、調停開始以来、賃金に関係の深い諸資料並びに、当局の呈理状況等を検討し、慎重に審議を重ねた。

取員側の主張には、認めらるべきものもあるが、これが根拠となるべき資料は必ずしも充分ではなく、なお、多くの検討を要する点があると考えられる。

他方、賃金に関係の深い経済諸指標の動きを見るに、今直ちに基本賃金を改訂する程の動きを示していない。しかしながら林野取員の賃金は、業務の実態より見て改善を要する点があると認められる。

本委員会は、以上の諸点を勘案して、次のとおり勧告を行うこととした。
この際本委員会は、両当事者の積極的努力と、政府並びに関係方面の深い理解と協力に

(一)

より今回の紛争がすみやかに、且つ、円満に解決することを切望する。

(二)

主文

申請人

林野庁取員側交渉委員会代表

全林野労組中央執行委員長

林 尾 敏 雄

相手方

林野庁側交渉委員会代表

林野庁林政部長

奥 原 白 出 男

本委員会は、昭和三十年十二月十四日調停を開始した当事者間の「昭和三十年十月以降の賃金改訂」に関する事業について、ここに調停案を提示し、その受諾を勧告する。

記

一、林野取員の給与は、その業務の実態より見て、必ずしも適正なものとは認め難いので適当な時期にこれが改善の措置を講ずること。

- 二、差し当りの措置として、一人当り平均五〇〇〇円以上を特別の給与として支給するこ
とが適当であると認められるが、林野事業の経理状況に鑑み、特別会計予算予算総則第
九條第二項により本年度内に経理上可能な限度において特別の給与を支給することとし、
その額及び配分については両当事者において協議決定すること。
- 三、定員内取員（常勤作業員を含む）の昭和三十一年度における定期昇給は、欠格者を除
く全員に対して行い得るよう源資を確保すること。
- 四、定員内取員（常勤作業員を含む）の昭和三十一年度における期末手当（奨励手当を含
む）は、一般取の國家公務員の期末手当（勤勉手当を含む）と同一割合を支給し得るよ
う源資確保の措置を講ずること。

昭和三十一年三月十五日

公共企業体等中央調停委員会
第一小委員会

小委員長 高 木 壽 一
委員

(三)

委員 三 輪 真 吉
委員 清 水 慎 三

(四)

理 由

一、主文第一項について

林野取員の現行給与は、その業務の実態より見て、必ずしも適当なものとは認め難いので諸般の事情を勘案し、適当な時期に改善の措置を講ずる必要がある。

なお、林野取員の給与向題の解決には、その業務の特殊性より見て、これに適応する体系を確立することがその前提をなすものであり、且つ、目下の急務である。前二回の調停案においても特に定員外取員中常用作業員についてその給与体系をすみやかに決定すべきことと報告したが、今日未だ、実施を見るに至っていないことは遺憾である。而当事者は協議の上、すみやかに、決定実施せられたい。なお、その他の取員についても林野事業の実態に即して給与体系に検討を加え、漸次その確立を期せられたい。

二、主文第二項について

林野庁の本年度における経理状況は、昨年度の未曾有の災害による風倒木の処理、木材価格の下落等のため、必ずしも良好ではなないが、木材の生産量は相当増加が見込まれ

(五)

(六)

ておるので、林野取員の生産性向上に対する努力に報いるため、特別会計予算予算総則第九條第二項により特別の給与を支給することが適当である。その金額は定員内取員(常勤作業員を含む)に対し一人当たり平均五万円以上を支給することが適当であると思われるが、林野事業の経理状況に鑑み、差し当り、本年度内に財政上可能な限度において支給することとし、その額及び配分については、両当事者において協議決定せられたい。

なお、常用作業員については前項に準じて支給することとし、その他の取員についても、本年度内の勤務実績に基づき前項の特別の給与を支給することが望ましい。

三、主文第三項について

定員内取員(常勤作業員を含む)の昇給は、従来給与総額内予算の操作によって、半うじて実施されている状況であって、昇給原資に關する予算措置は充分とは認め難い。よって、昭和三十一年度の定期昇給については、欠格者を除き、全員を昇給せしめ得るよう原資確保の措置を講ぜられたい。

四、主文第四項について

一般職の国家公務員の期末手当（勤励手当を含む）は、年間を通じて二・五カ月分が予算化されているに拘らず、定員内職員（常勤非常勤員を含む）の期末手当（奨励手当を含む）については、二カ月分の予算措置が講ぜられているに過ぎない実情である。

林野職員の手当が一般職の国家公務員の手当に比し予算的に低位に置かれていることは、林野業務の実態より見て妥当とは認め難く、また、このため毎年份議を生じている状況である。

よって昭和三十一年度においては、少くとも一般職の国家公務員と同一割合の手当が支給できるよう根拠確保の措置を講ぜられたい。

昭和三十一年三月十五日
調停案第三十三号

アルコール専売事業職員の昭和三十一年
十月以降賃金改訂に関する調停案

公共企業体等中央調停委員会

前 文

今回の賃金改訂申請の要旨は、俸給表の金額を引上げ、且つ、扶養手当の支給範囲を拡げるとともに、その額を五割引上げることとし、昭和三十一年十月以降実施すべしというにある。

本委員会は、本事業について、調停開始以来、賃金に関係の深い諸資料並びに、アルコール専売事業の経理状況等を検討しつつ、慎重に審議を重ねた。

職員側の主張には、認めらるべき理由もあるが、なお多くの検討を要する点があると考えられる。他方、賃金に関係の深い経済諸指標の動きを見るに、今直ちに基本賃金を改訂する程の動きを示していない。しかしながら、アルコール専売事業職員中、公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員（以下「アルコール専売事業職員」という。）の賃金は、業務の実態より見て改善を要する点があると認められる。

本委員会は、以上の諸点を勘案し、次のとおり勧告を行うこととした。

この際、本委員会は、両当事者の積極的努力と政府並びに、関係方面の深い理解と協力

(一)

(二)

により、今回の紛争がすみやかに、円満に解決することを切望する。

主 文

申請人

アルコール専売事業職員側交渉委員会代表

アルコール専売労働組合

中央執行委員長

小 川 得 恵

相手方

通商産業省側交渉委員会代表

通商産業省

軽工業局長

吉 岡 千代三

本委員会は、昭和三十一年一月十三日調停を開始した右当事者間の「昭和三十年十月以降の基準内賃金改訂」に関する事案について、ここに調停案を提示し、その受諾を勧告する。

- 一、アルコール専売事業職員の賃金は、その業務の実態より見て、必ずしも適正なものは認め難いので、適當の時期にこれが改善の措置を講ずること。
- 二、差し当りの措置として、一人当り平均五千円以上を特別の給与として支給することが、適當であると認められるが、アルコール専売事業の経理状況に鑑み、特別会計予算予算総則第九條第二項により、本年度内に経理上可能な限度において、特別の給与を支給することとし、その額及び配分については両当事者において協議決定すること。
- 三、昭和三十一年度の定期昇給は、欠格者を除く全員に対して得い得るよう派資確保の措置を講ずること。

四、昭和三十一年度以降におけるアルコール専売事業職員の期末手当（奨励手当を含む）は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員（以下「一般職の国家

(三)

公務員」という。）の期末手当（勤奨手当を含む。）と同一割合を支給し得るよう派資確保の措置を講ずること。

(四)

昭和三十一年三月十五日

公共企業体等中央調停委員会

第三小委員会

委員長	上 山 賢
委員	山 本 茂 吾
委員	市 川 誠

理 由

今回の調停申請は、申請書においては、基本費金の改訂が主体となつてゐるが、本事案審決の過程において、右以外の給与改善に関して、も要望する旨の申立がなされた。

よつて、これらの事項をも含めて審決することとした。

一、主文第一項について

アルコール専売事業職員の見行賃金は、その業務の実態より見て、必ずしも適正なものと認め難いので、諸般の事情を勘案し、適当な時期に改善を図る必要がある。

二、主文第二項について

本年度において、アルコール専売事業職員は、業績向上のため多大の努力を払つてゐるので、これに報いるため、当局は充分なる配慮の下に、本年度内において、特別の給与を支給することが適当である。その金額は、一人当り平均五千円以上であることが、適当であると思われるが、アルコール専売事業の経理状況を勘案の上、特別会計予算予算総則第九條第二項により、本年度内に経理上可能な限度において支給することとし、

(五)

(六)

その額及び配分については、両当事者において協議決定せられたい。

三、主文第三項について

アルコール専売事業職員の昇給は、従来給与総額内予算の採択によつて辛うじて実施されてゐる状況であつて、昇給源資の確保措置は充分とは認め難い。

よつて、昭和三十一年度の定期昇給については、昇給所要期間を経過した者につき、欠格者を除き、全員を昇給せしめ得るよう源資確保の措置を講ずべきである。

四、主文第四項について

一般職の国家公務員の期末手当（勤勉手当を含む。）は、年向を通じて二・二五ヵ月分が予算化されてゐるにかかわらず、アルコール専売事業職員の期末手当（奨励手当を含む。）については、二ヵ月分の予算措置が講ぜられてゐるに過ぎない実情である。アルコール専売事業職員の手当が、一般職の国家公務員の手当に比し、予算的に低位に置かれてゐることは、アルコール専売事業の業務の実態より見て妥当とは認め難く、また、このことについて毎年紛訟を生じてゐる状況である。よつて、昭和三十一年度以降にお

いては、一般職の国家公務員と同一割合の手当が支給できるよう源泉確保の措置を講ずべきである。

(E)

昭和三十一年三月十日
調停案第三十号

郵政職員の昭和三十年十月以降
賃金改訂に関する調停案

公共企業体等中央調停委員会

前 文

今次の調停申請における職員側の主張は、郵政取員一人当り平均三三〇〇円を引上げ、右金額中二〇〇〇円を現行取種別俸給表に一律に加算し、三〇〇円は別途団体交渉で決めることとし、昭和三十年十月一日からこれを実施すべしというにある。

本委員会は、調停開始以来民間産業等の賃金水準、労務経済諸資料、郵政省の予算並びに業績の内容等につき慎重に検討を加え、数次の審議を重ねた。

取員側の主張理由にも種々認めらるべきものもあるが、なお検討を要する点も尠くない。

賃金に關係の深い経済諸指標の動きをみるに、今直ちに基準内賃金を改訂する程の動きを示していない。

郵政省の経理状況は着しく逼迫した事情にあり、特に給与予算においてこれが甚しい。郵政取員の賃金は、その業務の実態からみて必ずしも適切とは云えない。

本委員会は、以上の諸事項を勘案して、次に掲げる如き調停案を提示する運びに至った。

(一)

(二)

両当事者は、大乗的見地から今回の紛争を円満に解決することを切望する。

又政府並びに關係方面においても、本紛争のもつ社会的重大性を認識し、深き理解をもつて本事業解決に協力せられんことを希望する。

主 文

申請人

郵政省取員側交渉委員会代表

全通信従業員組合

中央執行委員長

横 川 正 市

相手方

郵政省側交渉委員会代表

郵政省大臣官房

人事部長

大 塚 茂

本委員会は、昭和三十年十二月十六日調停を開始した右当事者間の「郵政取員の賃金改訂」に因する争案について、左の調停案を提示し、その受諾を勧告する。

一 郵政事業はその性質上、専ら取員の労務活動に依存するものであり、その給与は、労力の質及び量からみて、必ずしも適正なものと認め難いので、適当な時期にこれが改善の措置を講ずること。

二 差し当りの措置として、一人当たり平均五〇〇〇円以上を特別の給与として支給することとが適当であると認めるが、郵政事業の経理状況に鑑み、特別会計予算予算総則第九条第二項により本年度内に経理上可能限度において特別の給与を支給することとし、その額及び配分については両当事者において協議決定すること。

三 昭和二十九年十一月二十四日本委員会の調停案によつて、既に実施した取員別賃金体系への切替に要した原資並びに右調停案実施に伴う昭和三十年三月八日「あつぱ」による措置に要する原資を確保すること。

四 昭和三十一年度の定期昇給については、欠格者を除く全員に対し行い得るよう原資を確保するとともに、昇給制度につき検討を要すること。

(三)

五 昭和三十一年度における郵政取員（公務法適用取員）の期末手当（奨励手当を含む）は、一般職の国家公務員の期末手当（勤励手当を含む）と同額とすること。

(四)

なお、特別会計予算予算総則第九条第二項に定める業績賞与の制度を活用すること。

昭和三十一年三月十日

公共企業体等中央調停委員会

第二小委員会

委員長	石井照久
委員	進藤誠一
委員	坂上逸雄

理由

一 主文第一項について

郵政事業の内容は、複雑多岐であり、かつ、その運営は事業の性質上専ら取員の労働活動に依存している。

郵政取員の現行給与は、郵政事業の特殊性並びにこれに伴う労働の質及び量からみて必ずしも適正なものとは認め難いので、諸般の事情を勘案して、適当な時期にこれが改善を図るべきである。

二 主文第二項について

郵政事業の業績は、漸次向上しつつあり、取員の業績向上に対する貢献は多大なるものが認められ、かつ、本年度において収入増が見込まれるので、特別会計予算予算総則第九条第二項により特別の給与を支給することが適当である。その金額は電電公社並に支給することが適当と思われるが、財政的に多額の制約を受けている郵政事業の経理状況に鑑み、さし当り、本年度内に財政上可能な限度において支給することとし、その額及び配分については、両当事者において協議決定すること。

(五)

三 主文第三項について

昭和二十九年十一月二十四日日本委員会が提示した調停案により既に実施した「取員別賃金体系への切替」に伴い、これに要した経費については、未だ原資確保の措置が講ぜられておらず、そのため他の給与の支給に不都合を来している。

又右調停案の実施細目について日本委員会が行った昭和三十年三月八日の「あつ旅」による措置についても、未だその一部は実施されてはいない。

かくては、労使関係の安定を期することは困難であるから、これに要する原資を確保すること。

四 主文第四項について

郵政事業においては、昨年末特に取員の退職率が低下するとともに、取員構成における中堅取員の割合が益々増加の傾向を示しているにもかかわらず、これに要する昇給予算率は減少を示し、予算と実態との乖離が年々拡大しつつある。

昭和三十一年度定期昇給は、昇給所要期間を経過した者につき、欠格者と除き全員に對して昇給せしめ得るよう原資確保の措置を講ずるとともに、昇給制度につき両当事者

間において検討を行うこと。

五、主文第五項について

一般国家公務員の期末手当（勤続手当を含む）は年間を通じて十二カ月分が予算化されていくにかかわらず、郵政取員（公務法適用取員）の期末手当（奨励手当を含む）については二カ月分の予算措置が講ぜられているに過ぎない実情である。

郵政取員の手当が、一般国家公務員の手当に比し、予算的に低位におかれていることは、郵政事業の異態から見ても妥当とは認め難く、又このため毎年紛議を生じている状況である。仍って昭和三十一年度においては、少くとも右国家公務員と同額の手当が支給できるように原資確保の措置を講ぜられたい。

なお、郵政事業の性質上、取員の努力が事業収支に直ちに影響することに鑑み、前項に述べた措置の外、特別会計予算予算総則第九条第二項に定める業績賞与制度の十分なる活用を図られたい。